

・一般職員が定年・定年外で退職をする
 ・給与の支給が市町費負担（県立大学以外の公立大学法人、中国中央病院を含む）の有期職員が退職をする

給与の支給が県費負担の有期職員が退職をする

再任用、臨時的任用・任期付・
会計年度任用職員等になる

・再就職しない
 ・民間等へ就職する

再任用、臨時的任用・任期付・
会計年度任用職員等になる

・再就職しない
 ・民間等へ就職する

現職制度に
再加入する

現職制度も
退職医療制度も
加入しない

退職医療制度に
加入する

退職医療制度に
加入しない

現職制度に
再加入する

退職医療制度に
加入する

退職医療制度に
加入しない

【提出書類】

互退会給付金請求書	○ 【退職後速やかに】	○ 【退職後速やかに】	○ 【退職後速やかに】	○ 【退職後速やかに】	×	×	×
互退職医療組合員申出書	×	×	○ ※ 【退職の翌日から30日以内】	×	×	○ ※ 【退職の翌日から30日以内】	×
一般財団法人広島県教育職員互助組合加入申込書（再任用有期職員用）	○ ※ 【採用後20日以内】	×	×	×	○ ※ 【採用後20日以内】	×	×

※ 現職制度と退職医療制度に重複して加入することはできません。加入を希望される場合は現職制度、退職医療制度いずれか一方の申込手続きをしてください。

※ 退職医療制度に加入できるのは、退職日の翌日の年齢が満45歳以上の方のみです。